

令和6年度労働報酬下限額について、目黒区公契約条例第7条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年4月1日

目黒区長 青木英二

1 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る
令和6年度労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,185
2	普通作業員	2,858
3	軽作業員	1,980
4	造園工	2,915
5	法面工	3,555
6	とび工	3,510
7	石工	3,533
8	ブロック工	3,285
9	電工	3,387
10	鉄筋工	3,477
11	鉄骨工	3,150
12	塗装工	3,680
13	溶接工	3,803
14	運転手（特殊）	3,252
15	運転手（一般）	2,655
16	潜かん工	3,950
17	潜かん世話役	4,680
18	さく岩工	4,005
19	トンネル特殊工	3,815
20	トンネル作業員	3,308
21	トンネル世話役	4,320
22	橋りょう特殊工	3,702
23	橋りょう塗装工	3,780
24	橋りょう世話役	4,332
25	土木一般世話役	3,488

No.	職 種	労働報酬下限額
26	高級船員	4,118
27	普通船員	3,320
28	潜水土	5,310
29	潜水連絡員	3,882
30	潜水送気員	3,770
31	山林砂防工	3,455
32	軌道工	6,120
33	型わく工	3,375
34	大工	3,240
35	左官	3,465
36	配管工	3,038
37	はつり工	3,218
38	防水工	3,848
39	板金工	3,645
40	タイル工	2,936
41	サッシ工	3,420
42	屋根ふき工	3,240
43	内装工	3,522
44	ガラス工	3,365
45	建具工	3,027
46	ダクト工	3,038
47	保温工	2,948
48	建築ブロック工	3,028
49	設備機械工	2,970
50	交通誘導警備員A	2,138
51	交通誘導警備員B	1,868

【備考】上記の職種に当たらない次の労働者については、1,540円とする。

- (1) 見習い・手元等の労働者
- (2) 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

2 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に定める契約に係る令和6年度労働報酬下限額については、1,191円とする。